

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針

全部改正：平成27年7月15日

訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、当該情報資産の適切な保護及び管理を行うことによって、個人情報の保護及び公共の秩序の維持を図り、もって安定的な行政サービスの提供に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密の保持、正確性及び完全性の維持並びに定められた範囲で利用可能な状態を維持することをいう。
- (2) 個人情報 氏名、住所、生年月日、性別等の個人を特定できる情報又は他の情報と組合せて個人を特定できる情報を含んだ情報をいう。
- (3) 情報システム 広域連合で運用する資格管理、給付、徴収に係る医療保険業務に適用する医療保険システム、健康診査等に係る保健事業に適用する保健システム及び広域連合職員の人事・給与、財務会計等に係る業務に適用する業務システム並びにこれらのシステムへの接続機器等をいう。
- (4) 情報資産 広域連合の使用する全ての情報システム、情報システムの開発並びに運用に係る全ての情報及び情報システムで取り扱う全ての情報をいい、情報システムで取り扱う電子情報だけでなく、情報システムへ入力する前の紙媒体の情報等全ての個人情報が含まれる。

(適用範囲)

第3条 この訓令は、広域連合が保有する全ての情報資産を取り扱う全職員（非常勤職員及び臨時的任用職員等を含む、以下これらを「職員等」という。）に対して適用する。ただし、この訓令の対象となる業務を外部に委託する場合には、業務を受託する者（以下「外部委託事業者」という。）と別途、この訓令に準拠した内容の外部委託契約を締結する。

- 2 広域連合が遵守すべき具体的な事項は、この訓令に基づいた物理的、組織的、技術的及び人的な対策を、「滋賀県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ運用管理規程（以下「運用管理規程」という。）」に規定する。

(基本原則)

第4条 広域連合の職員等及び外部委託事業者は、業務の遂行に当たり、情報セキュリティに関係する法令等、この訓令及びこの訓令に基づき規定される運用管理規程（以下これらを「セキュリティポリシー」という。）を遵守する義務を負う。

(管理運営体制)

第5条 広域連合長は、情報セキュリティ対策を推進及び管理するための組織体制を整備する。

2 広域連合長は、前項の組織に係る事務を統括するため、運用責任者を置き、専任副広域連合長をもって充てる。

3 運用責任者は、広域連合における全ての情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。

4 運用責任者は、情報システムを円滑に運用するため、情報システムに関する運用を担当するシステム管理者を内部の者から指名する。

5 広域連合長は、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置して、情報セキュリティ対策の維持管理を行う。

6 委員会は、情報システムを監査するため、公平かつ客観的な立場にある情報システム監査責任者を置き、内部の者から指名する。

(情報の管理)

第6条 情報システムで取り扱う情報の保存期間は、情報の取得から利用・保管・廃棄までの情報の取扱いの流れに沿ったリスク分析を実施し、セキュリティポリシーに基づき、それぞれのリスクに対応した適切な管理・運用を行う。

(情報の保管期間)

第7条 情報システムで取り扱う情報は、法令に定められた保管期間を基本として別途定める。また、情報システムへのアクセスログを記録し、その記録を最低5年間保管する。

(利用者識別)

第8条 広域連合は、情報システムの利用者の登録を管理し、そのアクセス権限を規定し、不正な利用を防止する。

(教育)

第9条 委員会は、全ての職員等に対して、情報セキュリティの重要性、個人情報の適切な取扱い及び安全管理について、意識面及び技術面の向上を目的として継続的な教育を行う。

(事故の予防と対応)

第10条 広域連合は、セキュリティポリシーの遵守により、情報漏えい事故等の予防に努める。万一、事故が発生した場合には、その事実を速やかに公表し、再発防止策を含む適切な対策を速やかに講じる。

(監査及び是正措置)

第11条 委員会は、情報システムの適正な運用とその有効性を維持するために、毎年1回内部監査を実施する。ただし、高度な技術を要する監査が必要な場合は、外部の専門家による外部監査を導入する。

2 運用責任者は、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、速やかに必要な措置を講じる。

(セキュリティポリシーの改訂及び公開)

第12条 セキュリティポリシーは、IT技術の発展、社会環境の変化、法令及び標準規格等の情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ適宜見直し、委員会の承認を経て改訂する。

2 改訂されたセキュリティポリシーは、改訂後即時に職員等に向けて公開する。情報セキュリティの確保のため、原則として広域連合の外部に向けては公開しない。

(罰則規定)

第13条 職員等がセキュリティポリシーに違反して、広域連合の情報セキュリティに重大な影響を与えた場合、又はそれに準ずる悪質な行為などが認められた場合、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（平成19年条例第13号）により厳正に処罰する。

附 則

この訓令は、平成27年7月15日から施行する。